



2017-18 年度

米山記念奨学会 ホームカミング制度のご案内

この制度は、国内外で活躍する学友に里帰りしてもらい、旧交を温めるとともに、学友の感謝の心と懸け橋として活躍する姿、スピーチを通じて、多くのロータリアンに米山奨学事業の意義を広く伝えるための制度として2008年度に設立されました。

学友の招待は、単年度に1地区2名まで可能で、補助費25万円(1名につき)があります。

地区が誇る学友を1人でも多く掘り起し、地区内に米山奨学事業の意義を伝えるためにご活用ください。

応募条件

- (1) 顕著な活躍が認められ、母国をはじめ日本や世界で活躍する学友が対象となる
※地区出身でない学友も招待することができます
※地区出身学友で日本在住の場合、出身地区以外の県に居住していること
- (2) 米山奨学事業の意義と成果を伝えられるよう、地区大会など多くのロータリアンが参加する地区行事で学友がスピーチできること
[15分以上または内容により60分前後など、十分な時間を確保してください]
- (3) 個人的な再会に終わらず、学友の活躍をPRし、ロータリアン、学友、現役奨学生等と交流ができる行事に招待できること。例)地区行事とクラブ訪問の組み合わせ
- (4) 学友が当制度への参加と協力を積極的であること
※学友には、招待の目的と話してほしいスピーチ内容を明確に伝えてください
- (5) 対象期間は、最長7日間。海外から招待した場合は、特にこれを遵守のこと
※海外旅行保険手配の都合上、変更は随時ご連絡ください
※学友の都合による7日以上の滞在は可能ですが、ホームカミングの対象外となります

【奨学会における「ホームカミング」とは】

より多くのロータリアンに留学生支援の意義と成果を伝える目的であるため世話クラブや受入れ地区への里帰りだけでなく、他地区出身の学友招待も「ホームカミング」の対象となります。

申請方法

- (1) 世話クラブ等からガバナー事務所に「ホームカミング補助費申請書」提出
- (2) 地区役員で審査、単年度に1地区2名までの招待者を決定
- (3) 補助費申請書に実施年度のガバナー署名・捺印
- (4) 奨学会へ(3)の補助費申請書の原本を郵送 (1名につき1式)
- (5) 他地区出身の学友を招待する場合、学友の出身地区へ了承依頼書を送付

※所定用紙は米山奨学会ホームページを参照ください

<http://www.rotary-yoneyama.or.jp/scholar/homecoming>

応募締切

- ①地区内締切
地区行事に合わせて、奨学会締切の前に地区内締切日を設定してください。
- ②奨学会への補助費申請締切： 年度内申請最終締切の毎年5月末まで随時
実施の2か月前迄には申請書をご提出ください
年度内の最終締切は、ロータリー年度に合わせて毎年5月末までとします。
申請書のご提出は、ビザ手配にかかる日数を予測し、実施2か月前迄とします。ただし、国内や査証(ビザ)免除国出身学友を推薦する場合は、これに限りません。

招待者の決定	ガバナーを中心に理事、地区米山奨学委員など複数の関係者が審査し、招待する学友を決定する。(1地区、年度毎2名まで)
学友への連絡	奨学会へ申請前に地区から学友に連絡をとり、日程調整や宿泊先手配、移動方法の確認などを進めてください。
補助費	補助額： <u>25万円</u> （1名につき）とする。 対象：学友本人分のみ。家族ほか同行者の滞在費等は補助費対象外。
	送金日： 実施1ヵ月前まで
	送金先： 地区奨学生生活動費と同様の口座
	使途： 詳細は「補助費使途と報告書作成について」「よくある問い合わせ」参照 (1) 学友が来日する場合、その往復航空券代、母国でのビザ申請費用、出国・帰国に際して必要となる宿泊費や交通費 (2) ホームカミングに関連する学友本人の宿泊費 (3) ホームカミングに関連する学友本人の交通費 (4) クラブ行事や地区行事の参加費用(会場費は対象外) (5) ホームカミングに関連する学友本人の食費 (6) その他ホームカミング実施上、適切とみなされる本人が使途する費用 (7) 最長7日間を対象とし、超過する分は対象外とする ★ホームカミング前後に個人スケジュールがある場合や家族などの帯同は可能ですが、ホームカミングの補助費対象が、7日間以内で学友本人分のみとなりますのでご注意ください ★補助費要領に基づき学友に対する謝礼や記念品(土産代)は補助費対象外です ★補助費の超過分は、学友に支払いが生じないよう配慮してください ★超過の際、地区/クラブ等どこが負担するかを予め決める事をお勧めします
収支報告 実施報告 記録の提出	・①「実施報告書」と②「収支報告書」(所定用紙)を作成し、ガバナー・理事・地区米山奨学委員長の署名・捺印を受け、 <u>実施後1ヵ月以内に奨学会へ原本</u> をご提出ください。 ・補助費残金がある場合、ご返金ください(返金方法は報告書見本参照)。 ・③記録【学友のスピーチ原稿または録音/映像、滞在中の画像データ/写真】を提出してください。メール添付やCD-R(W)等に保存し、ご提供ください。

【地区内の募集例】

1. 学友がスピーチを行う行事と日程を決める。

例) 地区大会、PETS、地区研修・協議会、IM、地区米山セミナー、奨学生終了式、カウンセラーセミナー 等

★地区行事と世話クラブ・近隣クラブ例会での卓話などと組み合わせることをおすすめします

★招待された学友と現役奨学生・地区学友会との交流の時間を設けていただくことをおすすめします

2. 地区行事日程に合わせて、地区内の応募締切と審査日程を設定する。(奨学会締切の前まで)

例： 世話クラブからの応募締切設定 2017年8月
 地区での審査(上限2名までを決定) 2017年8月初旬
 奨学会への補助費申請 2017年9月初旬

2017年11月 地区大会

ホームカミング実施の流れ

申請の流れ

【クラブまたは実施担当者】
(世話クラブ/地区米山奨学委員会など)

招待候補者を決める

学友への連絡の流れ

【地区実施担当者】

関係者内で、①どのような地区行事に招待するのか
②ホームカミング制度の目的、③必ず学友にスピーチしてもらうこと、を共通理解してください

候補の学友に都合を確認し、複数候補者がいる時には、招待できない場合があることを学友に伝えてください

地区へ「ホームカミング制度補助費申請書」を提出

■地区内の複数クラブから申請される場合もあります

【地区】

招待者を決定する

奨学会へ「補助費申請書」(原本)を提出

- 必ず、ガバナー署名・印が必要です
- 申請書①～④をそろえて提出してください
- 地区での決定が最終決定ですので、奨学会では、招待の可否を決定しません

↓

【奨学会で行うこと】

- 申請書受領後、ホームカミング関係者へ受領のお知らせと留意事項案内をメール配信する
- 補助費をガバナー事務所専用口座へ送金する
- 必要に応じ、ビザ申請書類作成・旅行保険手配する

↓

【実施担当者または地区】

- ①「収支決算報告書」と「実施報告書」(原本)を奨学会に提出する
 - ・ガバナー・理事・奨学委員長の署名と印が必要
 - ・残金があれば返金
- ②スピーチ原稿(なければ録音や映像)、滞在中の画像、映像、などを提出する

学友に招待の決定を伝えてください。そして、以下を必ず伝えてください。

★スピーチ時間

[15分以上または60分前後の講演規模]

★スピーチの目的と内容

★スピーチする行事の規模

学友と相談のうえ、

- ①宿泊先や滞在中の移動方法などを
予め手配・予約を進めてください
- ②学友負担分の精算方法も決めておく
ことをお勧めします

<会計留意点>

会計担当者を明確にしておいてください

- ・学友が来日時に負担した渡航実費等を精算する
- ・補助費を超過した場合、地区とクラブのどちらが負担するかを、予め決めておく